

電停ネーミングライツ

ご利用ガイド



電停名表示器の表示例



電停名表示器へ掲げる

副呼称表記費用を企業局が

全額負担 いたします

函館市企業局交通部安全管理課

令和8年3月現在

1. 電停ネーミングライツとは

地域に密着したスポンサー企業様のご協力を得て、市電利用のお客様が電停で電車をお待ち頂く環境を向上させることにより、スポンサー企業様のイメージアップを図るための「電停副呼称」制度の事です。

2. スポンサー企業様の役割

(1) 対象電停の申し出および副呼称名の提案

希望する電停から概ね500m以内に位置する施設を有することを条件として別紙「電停ネーミングライツ対象電停一覧」から、ご希望の電停のお申し出を受け、電停副呼称に使用する社名や店舗名などの名称をご提案いただきます。企業局交通部の審査、決定後、当該電停の電停名表示器プレートを交換します。

※「アリーナ前」は、企業局が市ネーミングライツ権者と調整の上対応します。

(2) 乗客サービスに寄与する設備の設置等

電停名表示器、乗車口位置板などの設置や、防護柵の美装化、電停清掃費のご負担など、企業局交通部へ寄贈等をしていただきます。

(3) 電停周辺の美化

巡回点検や清掃は企業局交通部でも行っておりますが、企業局交通部と打合せの上、それを補う形での電停周辺エリアの清掃など美化の推進をお願いします。

(4) スポンサー料のお支払い

スポンサー料金をお支払いいただきます。スポンサー料金は、別紙「電停ネーミングライツ対象電停一覧」のとおりです。お支払いの方法につきましては、別途協議させていただきます。

3. 企業局交通部の役割

(1) 電停副呼称の使用

次の媒体で電停名称に続けて副呼称を使用します。

1) 当該電停の電停名表示器に掲げる電停名

【別紙「電停ネーミングライツ副呼称 表示箇所」1) 参照】

2) 車内放送における当該電停案内 【同上 2) 参照】

3) 車内料金表示器における当該電停案内 【同上 3) 参照】

4) 全ての電停および車内に掲げる路線案内図 【同上 4) 参照】

5) 市電1日乗車券(紙製) 【同上 5) 参照】

6) 市ホームページ内における路線案内図を表示しているページ 【同上 6) 参照】

※4)～6)につきましては、残部数等を踏まえ適宜更新しております。

(2) 企業局広告枠を活用したスポンサー企業様PR

車両内に搭載する液晶カラーディスプレイを活用し、スポンサー企業様のPR広告を1カ月間実施します。静止画像データを3数程度ご提供いただき、企業局でPR静止画像を作成します。

なお、動画によるPRをご希望の場合は、スポンサー企業様に費用をご負担いただきます。

●液晶カラーディスプレイ広告

掲出車両 20両

掲出回数 1車両1運行(約1時間40分)につき、20回程度

1日12両の運行を想定×20回×1日1車両5運行=1200回

掲出期間 1ヶ月間

放送時間 15秒程度/1広告 ※音声はできません。



4. 費用負担について

(1) 企業局交通部の費用負担

- 1) 電停名表示器, 車内放送, 車内料金表示器, 電停および車内に掲げる路線案内図の副呼称表示費用および契約期間終了後の原状回復費用
- 2) 市電1日乗車券(紙製), 市ホームページの副呼称表示費用
- 3) 液晶カラーディスプレイ広告料金(22,000円/1ヵ月)およびPR静止画像作成費用

(2) スポンサー企業様の費用負担

- 1) スポンサー料
- 2) 乗客サービスに寄与する設備の設置費用等

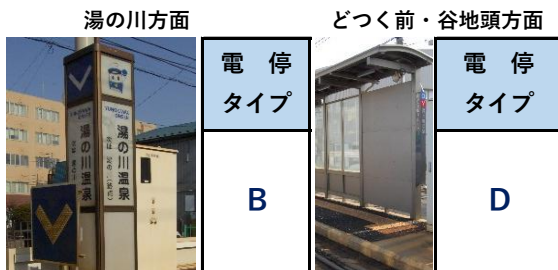
5. ご契約までの流れ

スポンサーをご希望のお客様からのお申し出を基に、当局で寄贈物品等のお見積もりを取り、条件等概ねご了解いただければ、お客様から正式に申込書を提出いただき、函館市企業局交通部が定める基準に基づく審査を経た後、電停副呼称使用開始日程等を調整し、契約を取り交わします。

電停ネーミングライツ 対象電停一覧

No.	電 停 名	電 停 タイプ	電 停 数		副呼称表示面数		年間スポンサー料 (円 税込)	特 記 事 項
			湯の川 方 面	どつく前 谷 地 頭 面	湯の川 方 面	どつく前 谷 地 頭 面		
1	湯 の 川	B	1	1	3	3	543,400	
2	湯の川温泉	B/D	1	1	3	1	609,400	タイプ 下記参照
3	駒場車庫前	B	1	1	3	3	609,400	
4	競馬場前	C	1	1	2	2	609,400	
5	深堀町	B	1	1	3	3	609,400	
6	柏木町	A	1	1	1	1	609,400	
7	杉並町	C	1	1	2	2	609,400	
8	五稜郭公園前	D	1	1	1	1	873,400	
9	中央病院前	D	1	1	1	1	662,200	
10	千代台	D	1	1	1	1	662,200	
11	堀川町	A	1	1	1	1	662,200	
12	昭和橋	C	1	1	2	2	662,200	
13	千歳町	A	1	1	1	1	662,200	
14	新川町	B	1	1	3	3	662,200	
15	松風町	D	1	1	1	1	701,800	
16	函館駅前	D	1	1	1	1	873,400	
17	市役所前	C	1	1	2	2	609,400	
18	魚市場通	C	1	1	2	2	609,400	
19	十字街	D	1	1	1	1	675,400	
20	末広町	A	1	1	2	2	543,400	
21	大町	B	1	1	3	3	543,400	
22	宝来町	C	1	1	3	3	543,400	
23	青柳町	A	1	1	1	1	569,800	
24	谷地頭	A	1	1	1	1	477,400	

【湯の川温泉】



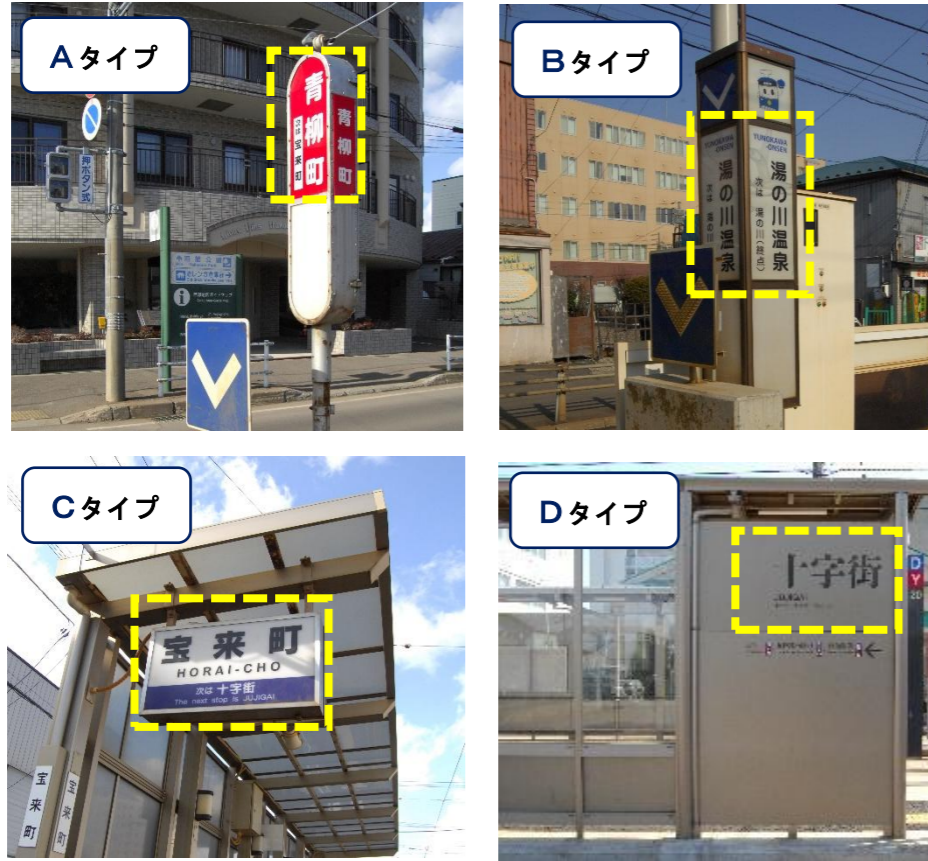
電停名表示器へ掲げる
副呼称表記費用を企業局が

全額負担いたします

電停ネーミングライツ 副呼称 表示箇所

1) 電停名表示器

各電停のタイプ・副呼称標記面数については「対象電停一覧」を参照



2) 車内放送

全営業車両(30両)において通常の電停名を案内した後で副呼称名を放送します。



次は、通常電停名、通常電停名、「副呼称名」です。

3) 車内料金表示器

車両内(30両)において2器搭載。2箇所副呼称が表示されます。

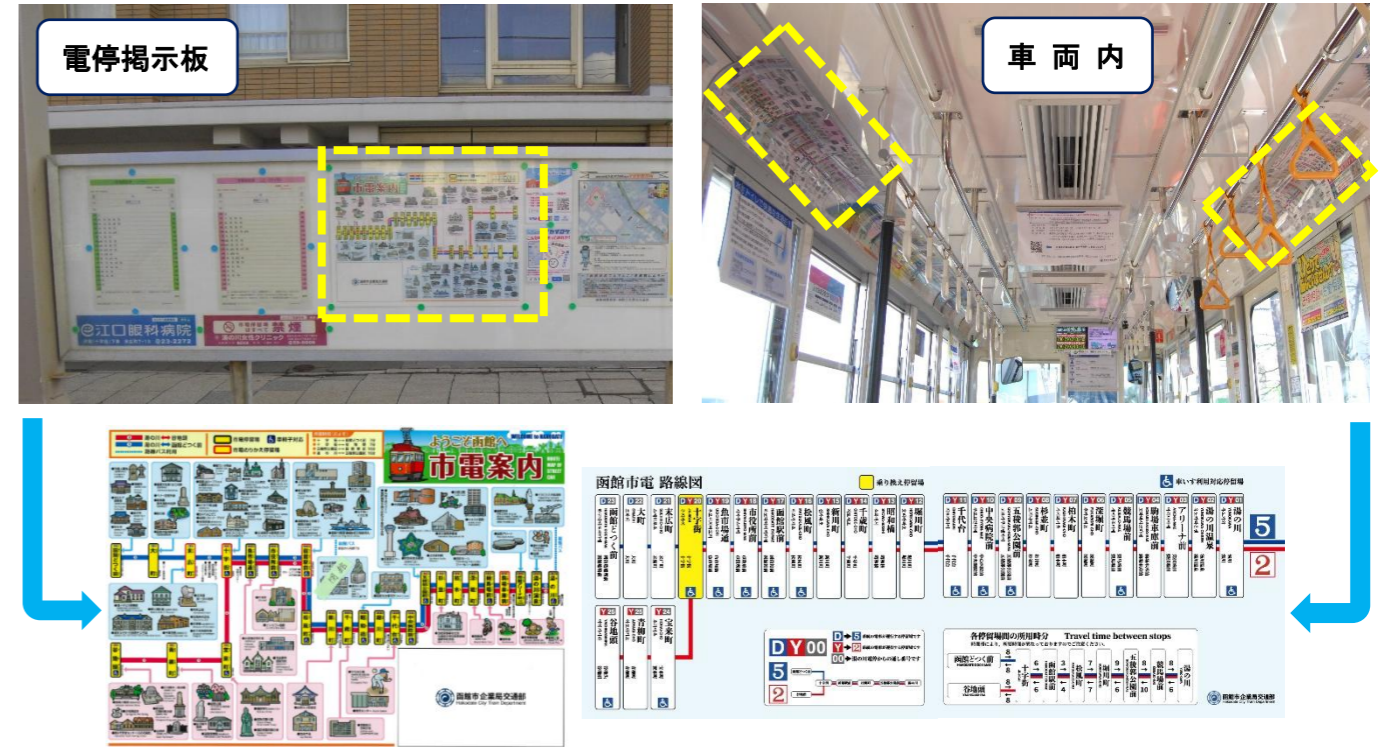


【料金表示器 拡大】



4) 路線案内図

全電停の掲示板(49箇所)と全営業車両内(30両)の両側面(2面)に副呼称が表示されます。



【路線案内図 拡大】

5) 市電1日乗車券(紙製)

函館市企業局の乗車券販売窓口のほか市内各委託販売店や電車内において年間約15万枚販売される上記乗車券に副呼称が表示されます。



6) 市ホームページ

市ホームページにおいて路線図などが掲載されるページに副呼称が表示されます。

